

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免

瑞浪市では、身体や精神に障がいのある方が障がいを克服し健全な社会生活を営むことができるよう、身体障害者手帳などをお持ちの方で一定の要件に該当する方が所有する軽自動車などについて、軽自動車税の減免を行っています。

※ 減免の対象となるのは、普通自動車を含めて「1人の障がい者の方につき1台」です。

※ 重度心身障害者（児）福祉タクシー券の助成を受けている方は、減免を受けることができません。

<減免を受けられる方の範囲>

障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。

1 身体障がい者の方（身体障害者手帳の交付を受けている方）

障害区分	減免の対象となる範囲	
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害 （喉頭摘出に伴う障害の場合に限る）	3級	
上肢不自由	1～3級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸の機能障害	1、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

※障がい重複している場合であっても、個々の障がい区分の等級ごとに判断します。

2 戦傷病者の方（戦傷病者手帳の交付を受けている方）

障がいの程度が一定範囲に該当する方 ※詳細は税務課にお問い合わせください。

3 知的障がい者の方

障害区分	減免の対象となる範囲
療育手帳をお持ちの方	A、A1、A2

4 精神障がい者の方

障害区分	減免の対象となる範囲
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障害の程度が1級

<減免の対象となる軽自動車>

1 車検証上の名義人

賦課期日（毎年4月1日）において障がい者の方ご本人名義の軽自動車に限ります。ただし、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方の名義でも対象となります。

なお、割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合は、下表の所有者欄に記載されている方が自動車検査証の使用者欄に記載されている自動車です。

また、リース車の場合は納税義務者がリース会社になるため減免の対象になりません。

2 運転者が「生計を一にする方」の場合

障がい者の方と生計を一にし、専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために自動車を使用されることが条件です。障がい者の方が、長期間病院に入院されている場合や社会福祉施設に入所されている場合は、減免の対象になりません。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
18歳未満の身体障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
知的障がい者 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に使用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

3 運転者が「常時介護する方」の場合

障がい者の方が所有する自動車で、独居、または、障がい者の方のみで構成される世帯の障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために、週3日以上かつ1年以上継続的に自動車が行きわたることが条件です。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
独居等の身体障がい者 独居等の知的障がい者 独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3日以上かつ1年以上継続して障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

<申請に必要な書類>

該当するものを持参して、税務課（市役所1階5番窓口）で申請してください。

※「●」は、有効期限内のものに限ります。

提出（提示）書類など		運転区分	障がい者の方本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合	常時介護する方が運転する場合
1	減免申請書 ※税務課窓口でお渡しします。		○	○	○
2	障がい者の方であることを証する書面（原本）				
	身体障がい者の方	身体障害者手帳	○	○	○
	戦傷病者の方	戦傷病者手帳	○	○	○
	知的障がい者の方	療育手帳	●	●	●
	精神障がい者の方	精神障害者保健福祉手帳	●	●	●
3	運転者の運転免許証（※マイナ免許証の方は免許情報の分かる書類（免許情報記録確認書など））		●	●	●
4	自動車検査証		●	●	●
5	減免を受ける方（納税義務者）の個人番号（マイナンバー）がわかるもの ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票 等		○	○	○
6	常時介護証明書				○
7	生計同一証明書 （住民基本台帳で確認不可の場合のみ）			○	
8	委任状（代理人が申請書を提出する場合、押印要）		○	○	○

番号法施行に伴う本人確認方法について

減免申請書には、マイナンバー（個人番号）を記入していただきます。マイナンバーを記載した申請書を提出する際には、番号法に定める本人確認書類（身元確認、番号確認及び代理権確認）を合わせて提示してください。

1 減免を受ける方本人が申請書を提出する場合

身元確認	番号確認
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード等 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・マイナンバー通知カード等

2 代理人が申請書を提出する場合

身元確認	番号確認	代理権確認
<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の運転免許証 ・代理人のマイナンバーカード 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・減免を受ける方のマイナンバーカード ・減免を受ける方のマイナンバー通知カード等 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状等（押印要）

※本人確認ができない場合、マイナンバーの記載がない申告書として受理します。

<申請期限>

当該年度の納期限の日まで



障がいの等級により、減免を受けられない場合があります。事前に税務課
税政係（☎68-9749 直通）にお問い合わせください。



<減免を受けた後の注意事項>

- 年度の途中で軽自動車等を買い替えた場合は、新たに取得した軽自動車等の減免申請が必要です。
- 身体障害者手帳等の内容が変更した場合は、ご連絡ください。
- 身体障がい者が18歳になった場合は、3月31日までに、自動車検査証の所有者を障がい者本人に変更してください。
- 減免要件に該当しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。減免に該当しなくなった事由が発生した日の翌年度から、課税されます。減免要件に該当していなかったことが後日判明した場合は、遡って納税していただくこととなりますので注意してください。

<参考>減免要件に該当しなくなった場合の例

- ①障がい者の方が、死亡したとき
- ②障がい者の方の障がいの程度が、減免要件に該当しなくなったとき
- ③障がい者の方が、市外に住所変更したとき
- ④障がい者の方が、施設入所又は長期入院したとき
- ⑤障がい者の方と運転者が、生計同一でなくなったとき
- ⑥減免車の車検の有効期間が経過し、使用していないとき

<翌年度以降の手続き>

軽自動車税の減免を受けるには、毎年申請が必要です。翌年2月頃に税務課から減免の継続を確認するための案内文書を送付します。必要事項をご記入の上、申請期限内に手続きしてください。期限内に継続手続きがされない場合、翌年度の減免は受けられません。

お問い合わせ先

瑞浪市役所 税務課 税政係（市役所1階 5番窓口）

所在：〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

電話：（代表）0572-68-2111 内線119 （直通）0572-68-9749